

## 【読楽】031 「塩浜実語教」を読む \* 読楽箇所＝序文および本文冒頭

### 「塩浜実語教」の概要

塩浜実語教(弘化4年)

【判型】大本1冊。縦241耗。

【作者】作者不明。弘重喜八郎(防州玖珂郡堅ヶ浜新市・中屋浜 \* 現・山口県平生町大字堅ヶ浜)書。

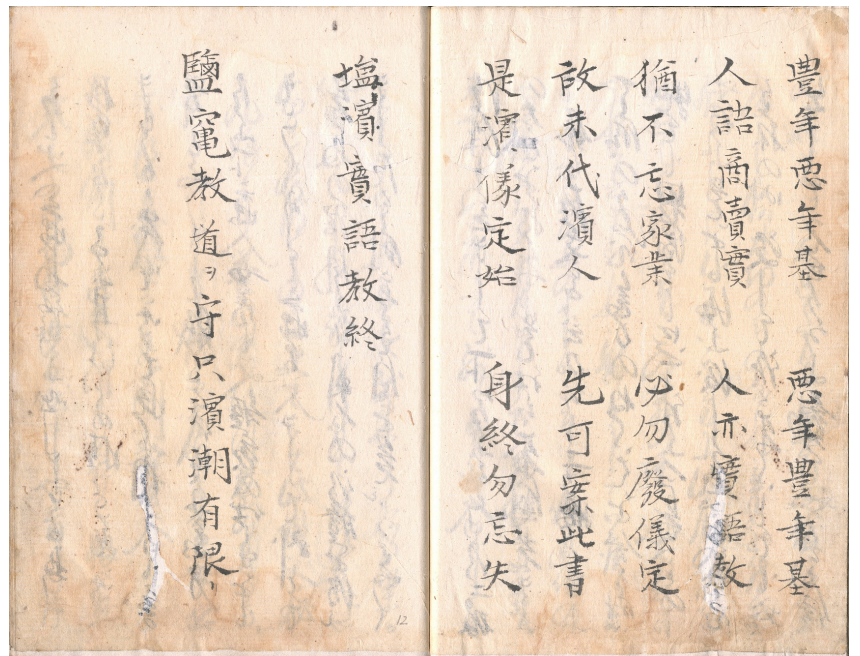
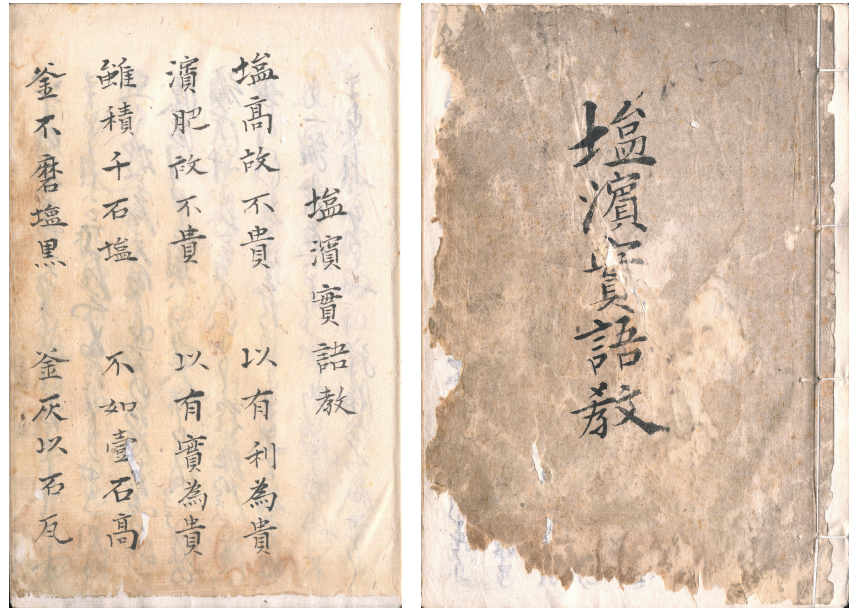
【年代等】寛政8年以前作。弘化4年1月書。

【備考】分類「往来物」。防州玖珂郡堅ヶ浜新市の弘重家で使用された手習本で、同地域の製塩業を扱った地理科ならびに産業科往来として貴重なもの。

伝本は稀で、家蔵本のほかに、山口県文書館・福田家文書(宇部市)中に寛政8年の写本があるため、周防国の瀬戸内海沿岸(周防国の東端に近い平生町と西端の宇部市までは90km以上)である程度普及したものと思われる。

書名の如く『実語教・童子教』の文章形式と文言に似せて綴った漢字5字1句を基本とする合計218句で綴る。「塩高故不貴。以有利為貴。浜肥故不貴。以有実為貴。(塩高きが故に貴からず。利有るを以て貴しとす。浜肥えたるが故に貴からず。実有るを以て貴しとす)」と起筆し、「故未代浜人。先可案此書。是浜儀定始。身終勿忘失。(故に未代の浜人。先ず此書を案ずべし。是、浜儀(議)定の始め。身終わるまで忘失すること勿れ)」と結ぶ文章で、製塩業者の生活心得(質素儉約、正直、勤勉・家業出精、謙虚、礼儀等)と、実務上の基本(同業者や他地域の塩浜との関わり、会所や集会での心得、同業組合の掟や議定の遵守、利潤の確保と生産調整、砂や石炭の仕入れ、家業や塩浜の盛衰や塩相場の変動、瀬戸内地方の主要な塩浜と規模等)などを記す。

特に、製塩業の栄枯盛衰や相場変動については、一時的な変化に右往左往せずに、ひたすら正直・勤勉・儉約・積善に努め、神仏を敬えと教え、「豊年は悪年の基。悪年は豊年の基」と述べ、好況と不況が表裏であると戒める。



## 【参考】製塩業の労使心得『塩浜実語教』

\*「江戸の手習い・人づくり—江戸庶民の人間教育に学ぶ—」第17回(『書写書道』平成31年8月号拙稿)

今回の『塩浜実語教』は、数少ない漁業関係の手習本で、これまでほとんど究明されてこなかった製塩業の子弟教育の実情を物語る貴重史料です。塩浜育ちの子供達は何を学んだのでしょうか。

往来物や手習本から推察すると、江戸時代の庶民教育は、商・農・工の順に普及した反面、漁業関係は極めて乏しく、松前地方の水産業などを記した嘉永七年(一八五四)書『漁業往来』や、九十九里沿岸の漁民子弟用<sup>しおはまじつごきよう</sup>に出版された安政五年(一八五八)刊『浜庇小児教種<sup>はまひさししょうにおしえぐさ</sup>』が知られるのみであった。

だが数年前、防州玖珂郡堅ヶ浜(現・山口県平生町)で<sup>くが かたがはま ひらおちよう</sup>使用された弘化四年(一八四七)『塩浜実語教』なる手習本を発見した。他に、山口県文書館・福田家文書(宇部市)中に寛政八年(一七九六)写本が存する。宇部市は旧周防国<sup>すおう</sup>の西端付近、平生町はその東端付近だから、本書は周防国の沿岸部一帯に流布したらしい。

「塩浜」は塩田および製塩施設のことで、本書は書名の通り、寺子屋等で最も頻繁に使用された『実語教』の文言をもじったものである。ちなみに『実語教』が「山高故不貴。以有樹為貴。人肥故不貴。以有智為貴。(山高きが故に貴からず。樹有るを以て貴しとす。人肥えたるが故に貴からず。智有るを以て貴しとす)」で始まるのに対して、『塩浜実語教』は「塩高故不貴。以有利為貴。浜肥故不貴。以有実為貴。(塩高きが故に貴からず。利有るを以て貴しとす。浜肥えたるが故に貴からず。実有るを以て貴しとす)」と起筆し、「故末代浜人。先可案此書。是浜儀定始。身終勿忘失。(故<sup>かるがゆえ</sup>に末代の浜人、先ず此書を案ずべし。是、浜儀定(議定)の始め、身終わるまで忘失すること勿れ)」と結ぶ。このような漢字五字一句、合計二一八句の文章で、製塩業者の生活心得(質素儉約、正直、勤勉・家業出精、謙虚、礼儀等)と、実務上の基本(同業者や他地域の塩浜との関わり、<sup>かいしよ</sup>会所など集会時の心得、同業者の掟や議定の遵守、利潤の確保と生産調整、砂や石炭の仕入れ、家業や塩浜の盛衰や塩相場の変動、瀬戸内および諸国の主要な塩浜と規模など)を記す。

『塩浜実語教』は従来の塩業史関係の文献にも見えず、江戸期製塩業の子弟教育がほぼ未解明の現状からも、本書は貴重な史料であろう。注目すべき内容をいくつか列挙しておく(【 】内は句番号)

- 塩の価格が上がらないと利益が出ない【一一】。経費が多いと利潤がなくなる【四一】。塩浜が増えると、塩の生産過剰になり、塩の価格が下落する【六七・六八】。
- 持目(塩分を含む砂を書き集める作業)を怠ってはならない。秋になって塩の収穫量が上がらず騒ぎ廻っても無益である【一五～一七】。
- 己が他の浜を尊重すれば、他人も己の浜を尊重する。己が議定(掟)を尊重すれば、他人も議定を尊重する【二一～二四】。
- 他人が抜け売り(違法取引)をしても、自らは抜け売りをするな【二五・二六】。
- 浜を預かる塩田地主を敬え。地主は下作(塩田管理者)を愛せよ【二九・三〇】。
- 銭は遣いやすく、儲け難い。掟は忘れやすく、守り難い【四七・四八】。後日の後悔を知らずに約束を違え、議定を破る【五三・五四】。
- 月三回の集会では、経費削減と利害得失を議論し合う【一〇七・一〇八】。
- 浜子(下作に従う労働者)は雇用をめぐる争うな。給銀(賃金)が極限を超せば乱れる【一二一・一二二】。

第九三句以下に製塩業の「奥義」として種々記すが、特に、製塩業の栄枯盛衰や一時的な相場変動に右往左往せず、ひたすら正直・勤勉・儉約・積善に努めて神仏を敬えと教え、「豊年は悪年の基。悪年は豊年の基」【二〇九・二一〇】、すなわち好況・不況が表裏であると戒める。「禍福は糾<sup>かふく</sup>える縄<sup>あざな</sup>の如し」と悟るまでには相応の人生経験が必要だろうが、『塩浜実語教』は、その達観を子供達に<sup>あらがし</sup>予め刷り込んだのである。



## 「塩浜実語教」を読む \*本文218句（1090字）を書き下し文に改め。

### 塩浜実語教

塩業従事者の生活心得全般

- |                                  |   |
|----------------------------------|---|
| 1) 塩高きが故に貴からず。                   | 2) 利有るを以て貴しとす。                                |
| 3) 浜肥えたるが故に貴からず。                 | 4) 実有るを以て貴しとす。                                |
| 5) 千石の塩を積むと雖も、                   | 6) 一石の高に如かず。                                  |
| 7) 釜磨かざれば塩黒し。                    | 8) 釜灰を石瓦とす。                                   |
| 9) 石無き時は瓦を以てす。                   | 10) 灰無きは赤土を以てす。                               |
| 11) 塩上がらざれば利無し。                  | 12) 利無きを損年とす。                                 |
| 13) 倉の内の塩は尽くこと有り。                | 14) 土地・潮は尽くこと無し。                              |
| 15) 持目 <sup>*1</sup> 怠る時勿れ。      | 16) 秋に至って騒ぎ巡ると雖も、                             |
| 17) 尚、所益有ること無し。                  | 18) 故 <sup>かるがゆえ</sup> に暑を励まして倦むこと勿れ。         |
| 19) 双持 <sup>*2</sup> と雖も熟らず。     | 20) 隣りの浜を真似るが如し。                              |
| 21) 己、人の浜を敬えは、                   | 22) 人亦、己の浜を敬う。                                |
| 23) 己、儀定 <sup>*3</sup> （議定）を敬えは、 | 24) 人亦、議定を敬う。                                 |
| 25) 人は抜売 <sup>*4</sup> すと雖も、     | 26) 自ら抜売すること勿れ。                               |
| 27) 人は過持 <sup>*5</sup> すと雖も、     | 28) 自ら過持すること勿れ。                               |
| 29) 浜を預かる地主 <sup>*6</sup> を敬え。   | 30) 地主は下作 <sup>*7</sup> を愛せよ。                 |
| 31) 豊年には調定 <sup>*8</sup> を加え、    | 32) 悪年に至っては程減す。                               |
| 33) 石炭 <sup>*9</sup> 永く存せず。      | 34) 木有るを以て善しとす。                               |
| 35) 浜人常に会わず。                     | 36) 凶歳時々会う。                                   |
| 37) 貧は富を羨むべからず。                  | 38) 富み衰えたるを軽んずべからず。                           |
| 39) 家業も亦 <sup>*10</sup> 相同じ。     | 40) 不和なる時は多く貴し。                               |
| 41) 多く費やせば利潤無し。                  | 42) 利潤無ければ友減ず。                                |
| 43) 但し、浜有れば法有り。                  | 44) 船碇 <sup>せんてい</sup> に先後有り <sup>*11</sup> 。 |
| 45) 身は遊び易く、遣い難し。                 | 46) 浜は離れ安く、求め難し。                              |
| 47) 銭は遣い易く、儲け難し。                 | 48) 掟は忘れ安く、守り難し。                              |

\*1 持目＝塩の付いた砂をかき集めて沼井（塩分を含む砂から濃縮した塩分を取り出す装置）に入れる作業。

\*2 諸持＝人といっしょに持つこと。共同してすること。

\*3 議定＝話し合って決めた事柄や掟。本書は「儀定」と記すが、以下、全て「議定」に改めた。

\*4 抜売＝規則を犯したり、仲間を出し抜いて密かに販売すること。

\*5 過持＝仮に「すぎもち」または「すごもち」と読む。一定限度を超して所有したり、独占したりすることか。

\*6 浜を預かる地主＝一見「預かり浜人」、すなわち、浜主の下で塩田を経営する小作人（下作人）のように見受けられるが、次の句と矛盾が生じる。ここでは、浜主（塩田所有者）を指す。浜主が別の人（小作人）に塩田を預ける場合もあったが、浜主が直接経営する場合もあった。また、複数の塩田を持つ浜主もいた。

\*7 下作＝小作人。預かり浜人とも。浜主の下で塩田を経営する小作人（下作人）。成功して浜主になる者もいた。

\*8 調定＝調査して確定すること。とりしらべてきめること。

\*9 石炭＝日本では江戸前期（17世紀後半）に筑前・長門地方で石炭の採掘が行われ、主に薪の代用として家庭用燃料として石炭が利用されるようになった。産業用に石炭が使用され始めるのは、江戸中期（18世紀初頭）からで、特に瀬戸内地方の製塩業の広がりによって石炭鉱業も大きく発展した。

\*10 原本には「赤」と記載するが意味が通じない。「亦」の誤りであろう。

\*11 例えば、千石積級の弁才船には7個の四爪（よつめ）碇が搭載されていたが、一番碇は80貫（300kg）で、以下「5貫下がり」と言って5貫（18.8kg）ずつ軽くなっていき、七番碇までであった。

- 49) 当前に甘徳<sup>\*12</sup>有り。  
 51) 雑言を吐き掟を破る。  
 53) 後日悔やむことを知らず、  
 55) 誠に愚甚だしきと言うべし。  
 57) 仏神の加護無く、  
 59) 塩水洗わずして清し。  
 61) 土砂交わりて穢れ有り。  
 63) 浜子<sup>\*13</sup>、恩錢を得る。  
 65) 塩は多々食らわず。  
 67) 浜新たに増えて、塩多し。  
 69) 浜能く手練に熟し、  
 71) 手練、議定に足る。  
 73) 浜便数万人、  
 75) 以て国の重宝とす。  
 77) 上筋・衣服を忍び、  
 79) 尚、木石に異ならず、  
 81) 己に過ぎたる家宅を構え、  
 83) 次第日々に衰え、  
 85) 遊廓は宝玉を費やす。  
 87) 自然と家宅に離れ、  
 89) 老後に恨み悔ゆと雖も、  
 91) 古人、能く心を尽くし、
- 50) 後年禍<sup>わざわい</sup>を顧みず、  
 52) 目前に甘徳有り。  
 54) 約<sup>たが</sup>を違え、議定を破る。  
 56) 人を妨ぐ咎<sup>とが</sup>は遁れ難し。  
 58) 命終わって地獄に落つ。  
 60) 仏神に供物を備う。  
 62) 自然、天罰<sup>てんばつ</sup>を蒙る。  
 64) 尚、霜の下の花の如し。  
 66) 少し亦少しにても食らわず。  
 68) 塩多くして下直<sup>げじき</sup>と成る。  
 70) 誓明して議定を守れば、  
 72) 永盛して浜盛んなる時は、  
 74) 世渡る人亦多し。  
 76) 事を慎み、慈悲<sup>もつば</sup>を専らにして、  
 78) 侍に遭うと雖も、伏せず。  
 80) 四恩を辨えざること有り。  
 82) 酒宴に長じ、奢りを極め、  
 84) 身上<sup>しんしやう</sup>良く暮らし難し。  
 86) 博奕<sup>ばくち</sup>を好み、我を忘れ、  
 88) 終に身の置き所無し。  
 90) 眠りを除いて夜釜<sup>よがま</sup><sup>\*14</sup>を焚く。  
 92) 家業を能く鍛錬す。

## 製塩業の奥義、実務上の心得

- 93) 此の道の奥義を極め、  
 95) 其の荒増し<sup>こころ</sup>を爰に述ぶ。  
 97) 常に諸国人に会いて、  
 99) 非礼は国の恥と知れ。  
 101) 買船来たらば、風雨を \*次句に続く  
 103) 浜は只、問屋を愛す。  
 105) 浜、高きは低きを憐れむべし。  
 107) 集会、月々三たび。
- 94) 広く塩浜に示すこと有り。  
 96) 今に至って一つも違ふこと無し。  
 98) 正言<sup>\*15</sup>し、礼儀を厚くす。  
 100) 偽り有れば、尋ね来たらず。  
 102) 厭わず、昼夜に商え。  
 104) 問屋は浜に逆うこと勿れ。  
 106) 低高談じ、持ち増す。  
 108) 費え<sup>ついで</sup>を除きて利勘<sup>\*16</sup>を論ず。

\*12 甘徳=20の徳、または沢山の徳。詳細は不明。

\*13 浜子=浜主や小作人(下作人)の指揮下で働く労働者。近世、塩田で製塩作業に従事するものの総称。塩田の経営者である浜師(浜主)のもとに、1年単位の契約で雇われた。例えば、ある地域では1つの浜に4人の浜子がいり、取りまとめ役の「庄屋」、水門を開けて海水の出し入れをした「上脇(じょうわき)」、道具などの管理をした「三番(さんばん)」、炊事係の「炊(かし)き」がいた。

\*14 夜釜=鹹水(かんすい)、製塩過程で濃縮した食塩濃度の高い水を煮詰めるために夜通し釜の番をする者。何時までも薪をくべて強く焚き詰めると、塩が焦げ付き固まってしまう。そのような塩は焦げた臭いがして味が悪く、売り物にならないでお釈迦になってしまう。このような失敗を何回も経験して火加減、火止めの時期などを体得したとのこと。夜釜といって夜通し火の番をして経験と勘で火加減を調節して仕上げる。

\*15 正言=道理にかなったことを言うこと。また、事実をまげずに言うこと。

\*16 利勘=利害得失。



- 109) 替持<sup>\*17</sup>に大徳有り。  
 111) 日持<sup>\*18</sup>は大損有り。  
 113) 春見花を持ち初め、  
 115) 入汐、浜養<sup>いりしお ひんよう</sup>を知る。  
 117) 入梅、論歳を止む。  
 119) 翌年甚だ後悔す。  
 121) 浜子、傭<sup>よう</sup>を争うこと勿れ。  
 123) 砂を買うに善悪有り。  
 125) 石炭に善悪有り。  
 127) 浜能く降晴を考う。  
 129) 雨晴早く浜を起こす。  
 131) 浜子には能く業を教え、  
 133) 浜主は暑(厚)く巡縫<sup>\*19</sup>し、  
 135) 浜娣<sup>\*20</sup>は暑(厚)く砂を集め、  
 137) 集会、沙汰有らば、  
 139) 縄俵<sup>じょうひょう</sup>、悪しきを求めず。  
 141) 徳を得て、貯え置くべし。  
 143) 干魃は利潤無し。  
 145) 塩、下直<sup>げじき</sup>なる時有らば、  
 147) 塩、直(値)下がる秋有らば、  
 149) 春夏閏月有らば、  
 151) 利潤を得ては奢ること勿れ。  
 153) 議定一つ闕くれば、  
 155) 古人は掟を守り栄え、  
 157) 会所を建てて塩を売り、  
 159) 能く道に賢なる人を撰び、  
 161) 常に議定の猥<sup>ただ</sup>りを糺し、  
 163) 過料を赦すべからず。  
 165) 大いに高利を食らず、  
 167) 買船<sup>かいぶね</sup>、湊を争い来たり、  
 169) 浜は衰え、亦、衰えず。
- 110) 智者は聞きて則ち悟る。  
 112) 愚者は終に悟らず。  
 114) 秋雁来たりて終に止む。  
 116) 必ず薄水を取ること勿れ。  
 118) 九月、浜を持つこと勿れ。  
 120) 議定を定め、誓いを成せ。  
 122) 給銀究(窮)まれば猥<sup>わい</sup>を成す。  
 124) 土地に応じるを吉とす。  
 126) 仕入の要は薪とす。  
 128) 大いに損得の境有り。  
 130) 左右の人に問うこと勿れ。  
 132) 勤め怠れば、則ち用いず。  
 134) 朝夕、浜子を助く。  
 136) 朝夕、空<sup>うつせ</sup>を拾い具える。  
 138) 早く出でて所存を述ぶ。  
 140) 塩能く正升を渡す。  
 142) 凶年の償いとす。  
 144) 雨は不出来にして減ず。  
 146) 早く持目を減ずべし。  
 148) 早く浜を触れ止むべし。  
 150) 始末持月を減ず。  
 152) 損失は商家の常。  
 154) 商売、以て成し難し。  
 156) 遠国走りをを用いず。  
 158) 相場を究め、人を定む。  
 160) 大小の年寄とす。  
 162) 議定に肖る乱法、  
 164) 其の咎を書きて壁に張り、  
 166) 塩、能く升目を正す。  
 168) 浜は盛ん、亦、盛んならず。  
 170) 浜人、心持ち有り。

\*17 替持法＝塩の生産調整の一つ。塩の価格下落を防ぐための生産調整には、①生産効率の悪い冬季の生産を中止し、夏季の最盛期を中心に生産する「休浜法」と、②塩田を二分して交互に採鹹(サカ)作業(曝砂満2日間)を行う「替持法」(1/3ずつ行う方法(曝砂満3日間)を「三持」と言う)が18世紀後半から考案され、やがて、③十州塩田が同時に生産を中止する「休浜同盟」も成立した。十州塩田は、近世～近代に瀬戸内沿岸の播磨、備前、備中、備後、安芸、周防、長門、阿波、讃岐、伊予の10ヵ国に存在した塩田の総称。近世これらの10ヵ国では、他の諸国の塩田と比較して、一軒前の塩田規模も大きく多量の塩を生産した。その産額は、文化(1804-18)ごろには1ヵ年の全国生産高500万石の90%にあたる450万石といわれている。瀬戸内の主要な塩田の開発時期は、阿波撫養(むや)は16世紀末から17世紀初頭、播州赤穂、安芸竹原が17世紀の中ごろ、備後松永、同富浜、伊予波止浜(はしはま)、周防三田尻、同平生が17世紀後半で、18世紀になって伊予多喜浜、19世紀20年代に備前野崎浜、讃岐坂出が開発されている。

\*18 日持＝曝砂満1日で採鹹すること。

\*19 巡縫＝狭いところを巡る。隅々まで巡回する。

\*20 浜娣＝娣には「客の相手をする若い女」の意味もあるため、塩浜の若い女性をさすか。

\*21 空(うつせ)＝貝殻。うつせがい。塩釜の一種である土釜(貝釜)は、貝殻粉末を塩水で練った石灰粘土で作られた。

171) 心持ちに議定有り。

172) 家業に鍛錬有り。

## 諸国製塩業の概要

173) 専ら塩浜多しと雖も、

174) 国に依り亦、稀なること有り。

175) 播・備・芸・防・長、

176) 四国を計えて九国、

177) 二千軒に過ぎず。

178) 是を以て、天下を養う。

179) 但し、奥州千賀<sup>ちが</sup>\*22。

180) 根本は人の知る所、

181) 加州に揚浜<sup>あげはま</sup>\*23有り。182) 加賀<sup>かが</sup>\*24は能登を用ゆ。

183) 薩州に揚浜有り。

184) 国中用ゆる塩乏し。

185) 播州六百軒、

186) 畝数多しと雖も細し。

187) 防州四百軒、

188) 一町五反を以て、

189) 一軒の地場とす。

190) 仕方に国風有り。

191) 諸国浜有りと雖も、

192) 悉く揚浜は大なること無し。

## 一時的な変動に左右されない心掛け

193) 利徳を得て誇らず。

194) 損失を患うべからず。

195) 得利・損亡は、

196) 天性の道理有り。

197) 時降り、時節に依り、

198) 塩載に多少有り。

199) 相場、余国に准じ、

200) 損失、心に任せず。

201) 盛衰早く浜を限る。

202) 謀計<sup>ぼうけい</sup>\*25を用ゆべからず。

203) 正直の家に神有り。

204) 信心の家に障り無し。

205) 積善の家に幸有り。

206) 借錢の家に競い無し。

207) 儉約、質素を尽くして、

208) 只、業、昼夜に拵げ。

209) 豊年は悪年の基。

210) 悪年は豊年の基。

211) 人は商売の実を語る。

212) 人は亦、実語の教え。

213) 猶、家業を忘れざれ。

214) 必ず議定を廃すること勿れ。

215) 故に、末代の浜人、

216) 先ず此の書を案ずべし。

217) 是、浜議定の始め。

218) 身終わるまで忘失すること勿れ。

## 塩浜実語教 終

塩竈教 道を守り、只、浜潮に限り有り。

\*22 奥州千賀ノ浦(現仙台塩釜港)

\*23 揚浜式塩田=日本古来の製塩設備。満潮面より高い海岸に塩田を設け、海水を人力で汲上げて塩田面にまき、太陽熱で水分を蒸発させるというもので、生産性の低い方法であったが、日本海沿岸、関東地方など外洋に面して干満差の少ない海岸地帯には入浜式塩田が成立せず、長くこの方式が行われた。能登半島では1959年まで残存した。

\*24 加賀藩(加賀・能登・越中120万石)を指す。

\*25 謀計=はかりごと。相手をだます計略。てだて。謀略。